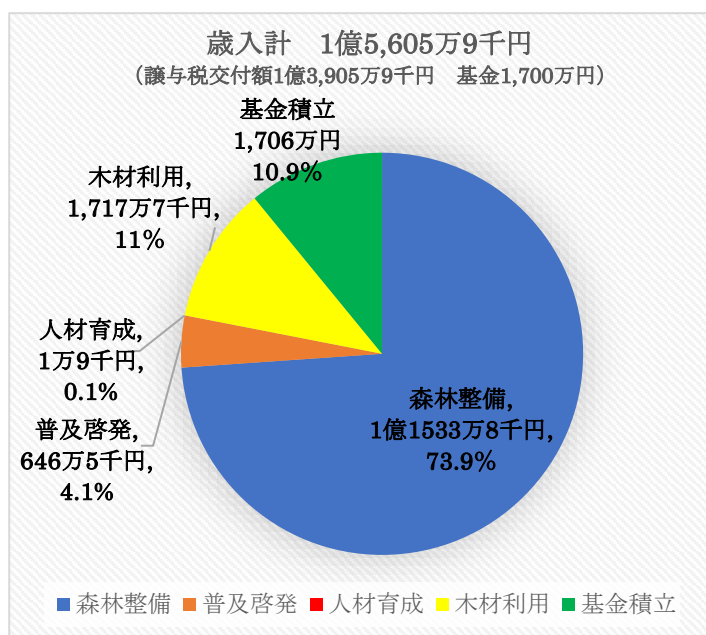


森林環境譲与税活用事業の使途内訳（令和7～8年度）

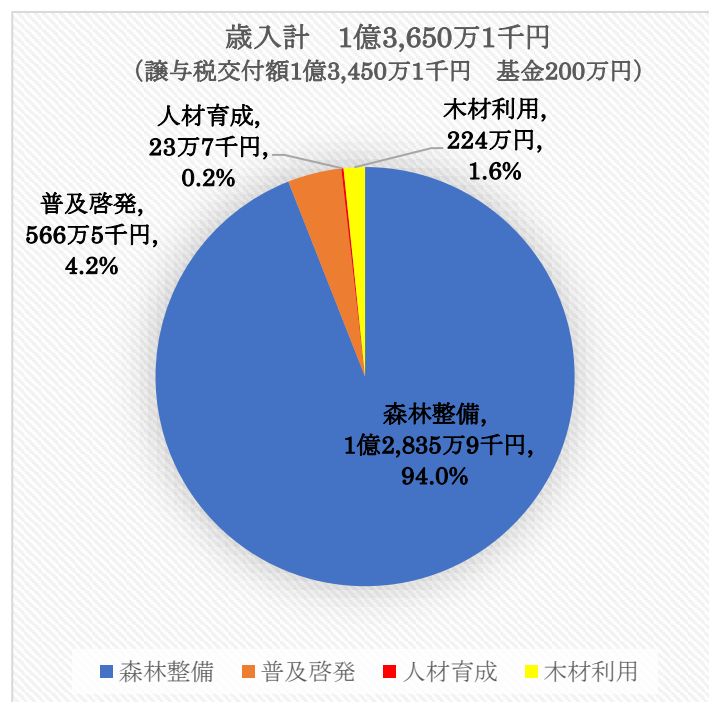
【令和7年度決算】（単位：千円）

区分	事業名	事業費
森林整備	緊急里山林整備	33,893
	森林吸収源整備	40,856
	未整備林広葉樹転換促進	9,107
	道路沿い支障木伐採	6,793
	森林整備加速化促進整備	24,689
普及啓発	林業普及推進員活動	5
	ハッピーバース応援ほか	3,812
	制度活用等経費ほか	158
	Jクレジット制度活用	2,490
人材育成	林業事業体活動促進	19
木材利用	木質バイオマス搬出支援	177
	公共施設への木材利用	17,000
基金積立		17,060
合計		156,059



【令和8年度予算】（単位：千円）

区分	事業名	事業費
森林整備	緊急里山林整備	25,500
	森林吸収源整備	46,146
	未整備林広葉樹転換促進	8,275
	道路沿い支障木整備	9,400
	森林整備加速化促進事業	39,038
普及啓発	林業普及推進員活動	22
	ハッピーバース応援ほか	5,250
	制度活用等経費	393
人材育成	林業事業体活動促進	150
	森林づくり協議会	87
木材利用	木質バイオマス搬出支援	240
	公共施設等の木材利用	2,000
合計		136,501



令和8年度森林施策の取組・進捗状況について

＜森林づくりビジョンの基本方針に基づく主要な林業施策＞

基本方針	具体的事業
源流の森林づくり	○森林吸収源整備事業(譲与税事業) - 急傾斜や奥地のため手入れが行き届いていない“未整備林”を二酸化炭素吸収源として位置づけ地球温暖化防止や土壌保全といった環境保全機能の向上に向けた森林整備に取り組む。 - 計画：72.0ha 進捗：26.3ha 【令和8年度予算額 4,614万6千円】 ○未整備林広葉樹転換促進事業(譲与税事業) - 未整備林内の人工林において、森林の公益的機能の発揮が期待できる広葉樹へ転換し、混交林化に取り組む。 - 計画：4.0ha 進捗：1.8ha 【令和8年度予算額 827万5千円】
里山保全の森林づくり	○緊急里山林整備事業(譲与税事業) - 人家裏危険木伐採や里山整備を自治会要望に基づき実施 - 計画：4地区16箇所では整備、1地区で調査 - 進捗：1地区4箇所では契約済 【令和8年度予算額 2,550万円】 ○道路沿いの支障木伐採(譲与税事業) - 安全に道路を通行できるように、通学路等の道路沿いの支障木の伐採による森林整備を実施。 - 計画：2箇所 (総事業費：940万5千円)【予算額：940万円】 ○里山活性化による多面的機能発揮対策交付金事業(国交付金) ○地域の森林づくり活動支援事業(市単独) - 地域住民が市民参画意識のもとで取り組む、森林の保全管理活動への支援。国交付金の多面的機能発揮対策事業と、市単独事業である地域の森林づくり活動支援事業により展開している。 - 進捗 - 活動組織数 多面的：9組織 地域の森林：5組織 - 整備面積 多面的：43.1ha 地域の森林：2.15ha ○県民緑税による災害に強い森づくり事業(県営事業) - 緊急防災林整備(斜面对策) 計画数：未定 - 里山防災林整備 調査地区：黒井、戸平 整備地区：沼、市原 - 野生動物共生林整備 調査地区：東芦田 整備地区：五ヶ野
経済循環の森林づくり	○森林整備加速化促進事業(譲与税事業) - 施業意向があり、搬出が可能な森林において隣接地所有者が不明または施業不同意等により経営計画が樹立できない森林に対して、搬出間伐を実施する。 - 計画：間伐45ha 作業道：7,900m - 進捗：間伐20.06ha 作業道：2,267m 【令和8年度予算額 3,903万8千円】

	○森林管理 100%作戦推進事業(国県随伴事業) ○作業道整備促進事業(市単独事業) ・森林経営計画による間伐と作業道整備に係る国県造林事業補助の随伴補助を行うことで、間伐（搬出・切捨）を促進する。 ・計画：間伐 260ha 作業道：25,500m ・進捗：間伐 76.23ha 作業道：5,451m 【予算額 4,655 万 3 千円】
森林資源の利用拡大 及び地産地消の推進	○公共施設の木造・木質化の推進(譲与税事業) ・公共施設の新築、改修等において、木造、木質化を進める。市産材の活用促進のため、財源は森林環境譲与税基金を活用する。 ・道の駅あおがき再整備事業 【基金取崩額 200 万円】 ○地元産材利用促進事業(市単独事業) ・個人住宅、店舗、事業所、倉庫等の市産材利用材積量に応じて、補助を行い、市産材の利用拡大と地域経済の活性化につなげる。令和 8 年度においては、木材利用の更なる促進を図るため、補助額を拡充する。 補助額：30,000 円／m³（前年度までは 20,000 円／m³） ・計画：10 戸 進捗：3 戸 【予算額 690 万円】
協働の輪を広げる仕組みづくりの推進	○林業普及推進員制度の取組(譲与税事業) ・森林に対しての不安や悩みを持つ自治会等への派遣 林業普及推進員（14 人）を通じた情報発信 【予算額：2 万 2 千円】 ○森と緑とのふれあい支援事業(緑の募金事業) ・緑の募金を財源に、森林整備や緑化などの経費を補助し、森林保全活動を推進する。 ・計画：3 箇所（山南町和田、県立柏原高校、年輪の里） ・進捗：着手済 ○ハッピーバース応援ギフト事業(譲与税事業) ・出生祝い品として、「木育」の視点で市内産材木製玩具を贈呈し、木材利用に係る普及啓発を図る。 ・見込み：新生児 350 人 ・4 月～7 月実績：78 人 【予算額 525 万円】
森林づくりを支える人づくりの推進	○林業事業体等活動促進事業(譲与税事業) ・林業従事者のスキルアップに係る講習会等への参加経費の支援を行い、人材育成を図る。 ・計画：10 名分 進捗：1 名 【予算額 15 万円】 ○丹波の里山づくり促進事業(実行委員会事業) ・丹波の森宣言（昭和 63 年）により進められてきた「美しい丹波の里山」を、次世代へ繋いでいくための取組。県、丹波の森協会、丹波篠山市と協働により実行委員会を組織し、活動団体へのアドバイザー派遣や技術研修など里山づくりの促進に係る事業を展開している。 ・計画：アドバイザー派遣の計画活動組織 3 団体 【予算額：80 万円】

今後の森林施策（案）について

森林の整備及び人材育成や普及啓発等による整備促進に係る施策を展開するため、森林環境譲与税の譲与を受けており、令和8年度の譲与額は1億3,650万円で、令和9年度以降も同程度の譲与額を見込んでいる。

森林のあるべき姿とその実現に向けた取組の方向性を示した「丹波市森林づくりビジョン（令和6年8月改定）」に基づき、これまで取り組んできた森林施策を着実に実施するとともに、森林を取り巻く情勢や市民ニーズを踏まえた施策を展開していく。

（１）森林づくりビジョンの実現に向けた施策の展開

①環境に配慮した森林施策の展開による源流の森林づくり

「ゼロカーボンシティ宣言」及び「オーガニックビレッジ宣言」により、環境に配慮した取組を推進しており、森林施策においても森林が持つ環境保全機能の発揮を目指した施策を展開していくことが求められている。

森林環境譲与税を活用とした「森林吸収源整備事業」「未整備林広葉樹転換促進事業」を着実に実施し、環境保全機能の向上による源流の森林づくりを推進する。

②Jクレジット制度を活用した森林整備と新たな付加価値の創出

脱炭素社会の実現に向けて創設されているJクレジット制度活用を、市有林を中心とした森林で取り組んでいる。

令和6年度～7年度にかけて実施した森林整備において、二酸化炭素吸収量287tonをクレジット化することができ、現在、販売に向けて取組を進めている。

安定した販路の確保により制度活用の有用性を高め、森林整備の付加価値の創出による更なる森林整備の促進につなげていく仕組みの構築に取り組んでいく。

③里山保全の森林づくりによる森林管理意識の向上

人家裏の危険木伐採と里山整備を行う「緊急里山林整備事業」や、生活道路への支障木の整備を行う「道路沿い支障木伐採事業」、災害に強い森づくりを目指す「県民緑税活用事業」など、住環境の改善につながる里山保全の整備を進めることで、森林管理意識の向上を図る。

住民参画意識により森林整備を行う団体に対して運営支援を継続し、地域とともに里山保全の森林づくりを進めていく。

④森林管理意向の把握と適切な森林管理の推進

整備が見込めない森林に対して所有者の管理意向の把握し、既存メニューによる森林整備の提案や森林経営管理制度の活用による森林管理を、林業事業体と連携して検討を進めていく。

（２）森林資源の循環利用と需要拡大

①公的森林整備による搬出間伐の促進

森林資源の循環利用を図るため、国・県の造林事業に加えて、譲与税を活用した「森林整備加速化促進事業」による搬出間伐を促進するとともに、搬出経路となる林道及び作業道の適正な維持管理に取り組む。

②木材利用の促進

公共建築物への木材利用を積極的に進めるとともに、個人住宅や事業所など民間建築物への市産材利用に係る支援の拡充による利用拡大を図る。

（３）丹波市森林整備計画（令和９年４月１日～）の策定

①策定の経緯

市森林整備計画は、５年ごとに作成する10年を１期とする計画で、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やゾーニング、施業の標準的な方法や路網整備の考え方などを定める法定計画である。

現行計画の期間が令和４年４月１日から令和14年３月31日までの10年間となっており、令和９年３月31日（令和８年度末）をもって５年が経過するため、令和９年４月１日から令和19年３月31日までの計画期間とする市森林整備計画の策定を行う。

②見直しの方向性

- ・森林整備計画は、記載すべき項目が定められており、現行計画における各項目内容について最新の森林情勢を反映したものとする。

- ・上位計画である、国の「森林林業基本計画」及び県の「地域森林計画（加古川流域）」を踏まえたものとし、加えて、令和６年８月に改定した「丹波市森林づくりビジョン」との整合性を図る。